

独立行政法人日本芸術文化振興会 御中

日本芸術文化振興会隼町地区地歴調査

報告書

令和3年7月

株式会社クリタス



KURITAS CO.,LTD.

<目 次>

1	はじめに	1
2	目的	1
3	概要	2
3.1	調査の対象となる土地の場所	2
3.2	調査実施期間	3
3.3	調査実施責任者（土壤汚染対策法に基づく指定調査機関）	3
4	結論	4
4.1	対象地に起因する土壤汚染についての評価	4
5	調査項目	5
5.1	資料等調査	5
5.2	土壤汚染調査及び対策に関する法規制等	5
5.3	ヒアリング調査及び現地調査	5
6	資料等調査結果	6
6.1	土地利用の履歴等調査結果概要	6
6.2	地質図等による対象地周辺の地形・地質・地下水状況調査結果	10
7	土壤汚染調査及び対策に関する法規制等	11
7.1	その他の法規制等	11
8	ヒアリング調査及び現地調査結果	12
8.1	ヒアリング調査	12
8.2	現地調査	13
8.3	既往調査（土壤汚染状況調査）	13

<添付資料>

図-1 特定有害物質使用等懸念位置図

図-2-1 土壌汚染のおそれの区分の分類図（第一種特定有害物質）

図-2-2 土壌汚染のおそれの区分の分類図（第二種、第三種特定有害物質）

図-3-1 土壌汚染のおそれの区分の分類に基づく単位区画の分類
(第一種特定有害物質)

図-3-2 土壌汚染のおそれの区分の分類に基づく単位区画の分類
(第二種、第三種特定有害物質)

<別冊資料>

資料 1 地歴資料（地形図、航空写真、住宅地図）

資料 2 登記簿資料（地番一覧表、土地登記簿、公図）

資料 3 東京第一衛戍病院（明治4年～昭和4年）関連資料

資料 4 興亜院（昭和13年～昭和17年）関連資料

資料 5 パレスハイツ（昭和20年～昭和33年）関連資料

資料 6 国立劇場（昭和41年～現在）関連資料

資料 7 現地調査およびヒアリング調査（令和3年6月22日実施）資料

資料 8 土壌汚染状況調査（令和2年3月実施）

1 はじめに

本報告書は、東京都千代田区隼町敷地（以下、調査対象地という）における土地利用の履歴等調査（地歴調査）の結果について述べるものである。

本報告書は収集可能であった資料や情報を基に作成されており、収集できなかつた資料や新たな知見があった場合、評価が変わる可能性がある。

また、本報告書の作成者は収集した資料及び情報源の信頼性については検討しているが、これらの資料・情報の誤りに起因して発生する損害については、何ら責任を負うものではない。

なお、本調査は、環境省「土壤汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、以下「法」という）及び東京都「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成 12 年東京都条例第 215 号、以下「条例」という）に規定される方法を参考にして実施した。

また、本調査は法令上の義務で行うものではなく、自主調査の位置付けを行つた。

2 目的

本調査は調査対象地における土壤汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握し、整理すること。

また、土壤汚染のおそれの区分の分類を行うことを目的とした。

3 概要

3.1 調査の対象となる土地の場所

所在地 : 東京都千代田区隼町4番1号(住居表示)

東京都千代田区隼町9番1、13番1（地番表示）

現況：國立劇場



ゼンリン電子地図帳より調査対象地周辺を抜粋 (Z20BB第2778号)

調査対象地 位置図

3.2 調査実施期間

資料調査 : 令和3年4月6日～7月7日
聴き取り調査 : 令和3年4月19日～6月22日
現地視察 : 令和3年6月22日
報告書作成 : 令和3年7月7日～7月30日

3.3 調査実施責任者（土壤汚染対策法に基づく指定調査機関）

会社名 : 株式会社クリタス
指定番号 : 2003-8-2032
住所 : 東京都豊島区南池袋一丁目 11-22
電話番号 : 03-3590-0327
主任技術者 : 栗元 忠広（技術管理者 第0002682号）

4 結論

4.1 対象地に起因する土壤汚染についての評価

明治 4 年から昭和 4 年の間、病院が立地していたことから、特定有害物質の使用等の可能性は否定できない。

一般的には、医療器具や消毒剤に含まれる水銀、レントゲン現像によるほう素、シアン、六価クロム、麻酔薬のクロロホルムの分解生成物であるジクロロメタンがあげられ、その他にも明治～昭和初期の長期間であることから、多くの薬品実験等も考える。なお、使用場所は建物内であると考えられる。

したがって、東京第一衛戍病院の「建物」が立地していた場所を第一種特定有害物質（揮発性有機化合物等）第二種特定有害物質（重金属等）および第三種特定有害物質（農薬等）の全項目による土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地、それ以外の場所を土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地と考えられる。

また、汚染のおそれの区分の分類で、「土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地」に区分された 30m 格子内で、土壤汚染状況調査（令和 2 年度実施）の結果、汚染が認められなかった格子については、「土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地」に区分される。

対象地に起因する土壤汚染についての評価の解説

土壤汚染対策法等	対象地のおそれの状況
ア. 土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地	特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設等を行っていた土地や、その使用等又は貯蔵等を行っていた施設の敷地からその用途が全く独立している状態が継続している土地を指す。
イ. 土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地	直接に特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の使用等又貯蔵等を行っていた施設の敷地ではないが、当該敷地から、その用途が全く独立しているとはいえない土地を指す。
ウ. それ以外の土地（土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地）	ア及び以外の土地は、土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地である。

5 調査項目

5.1 資料等調査

以下の調査を実施した。

1) 土地利用の履歴等調査

2) 地質図等による対象地周辺の地形・地質・地下水状況調査

5.2 土壤汚染調査及び対策に関する法規制等

以下の法及び条例について、調査を実施した。

1) その他の法規制等

5.3 ヒアリング調査及び現地調査

以下の調査を実施した。

1) ヒアリング調査

2) 現地調査

対象地、隣接地及び周辺地の目視調査

3) 既往調査（土壤汚染状況調査）の確認

6 資料等調査結果

6.1 土地利用の履歴等調査結果概要

年代	対象地の土地利用の状況	対象地の土壤汚染の可能性	根拠資料
1871年 (明治4年)	国立国際医療研究センター病院沿革によると、「現在の最高裁判所や国立劇場を含む一帯に軍医寮付属病院が置かれる」と確認される。	土壤汚染の可能性は否定できない	■ <u>国立国際医療研究センター病院沿革資料</u>
1883年 (明治16年)	対象地は軍醫本部東京陸軍病院である。	土壤汚染の可能性は否定できない	■ <u>地形図</u> …1883年(明治16年) 参謀本部陸軍部測量局発行
1894年 (明治27年)	対象地は東京鎮臺病院、近衛監督部である。	土壤汚染の可能性は否定できない	■ <u>地形図</u> …1894年(明治27年) 陸地測量部発行
1898年 (明治31年)	対象地は陸軍所轄地である。	土壤汚染の可能性は否定できない	■ <u>地形図</u> …1898年(明治31年) 出典不明
1910年 (明治43年)	対象地は陸軍所轄地、衛戍病院である。	土壤汚染の可能性は否定できない	■ <u>地形図</u> …1910年(明治43年) 日本帝國陸地測量部発行
1917年 (大正6年)	対象地は陸軍所轄地、衛戍病院である。	土壤汚染の可能性は否定できない	■ <u>地形図</u> …1917年(大正6年) 大日本帝國陸地測量部発行
1923年 (大正12年)	対象地は衛戍病院である。	土壤汚染の可能性は否定できない	■ <u>地形図</u> …1923年(大正12年) 大日本帝國陸地測量部発行
1929年 (昭和4年)	国立国際医療研究センター病院沿革によると、「衛戍病院が新宿区戸山町に移転」と確認される。	土壤汚染の可能性は否定できない	■ <u>国立国際医療研究センター病院沿革資料</u>
1932年 (昭和7年)	対象地は1932年(大正12年)と同様の建物であった。(ただし、病院は移転済みである)	新たな土壤汚染の可能性は考えにくい	■ <u>地形図</u> …1932年(昭和7年) 大日本帝國陸地測量部発行
1936年 (昭和11年)	対象地は建物、空地が確認できる。	土壤汚染の可能性は考えにくい	■ <u>航空写真</u> …1936年(昭和11年) 国土地理院発行
1938年 (昭和13年)	対象地は興亜院、倉庫、表記のない建物である。	土壤汚染の可能性は考えにくい	■ <u>住宅地図</u> …1938年(昭和13年) 都市製図社発行
	興亜院関連文献資料によると、「興亜院とは1938年(昭和13年)に陸軍・海軍・外務・大蔵の4省を中心に設置され、1942年(昭和17年)に大東亜省等に吸収され消滅した国家機構である。主に中国占領地支配の政策策定と傀儡政権支援、経済開発促進と北支那開発等に対する監督、思想文化統制、公衆衛生、社会事業などの業務を行っていた。」と確認できる。	土壤汚染の可能性は考えにくい	■ <u>興亜院関連文献資料</u>
1939年 (昭和14年)	対象地は建物、空地である。	土壤汚染の可能性は考えにくい	■ <u>地形図</u> …1939年(昭和14年) 大日本帝國陸地測量部発行
1944年 (昭和19年)	対象地は建物、空地が確認できる。	土壤汚染の可能性は考えにくい	■ <u>航空写真</u> …1944年(昭和19年) 国土地理院発行

年代	対象地の土地利用の状況	対象地の土壤汚染の可能性	根拠資料
1945年 (昭和20年)	パレスハイツ関連文献資料によると、「陸軍航空本部も1945年(昭和20年)、米軍に接収され、2万余坪に及ぶ土地に宿舎軍「パレスハイツ」が建設された。」と確認できる。	土壤汚染の可能性は考えにくい	■パレスハイツ関連文献資料
1947年 (昭和22年)	対象地は建物、空地が確認できる。	土壤汚染の可能性は考えにくい	■航空写真…1947年(昭和22年)国土地理院発行
1953年 (昭和28年)	対象地はパレスハイツ、警視庁公舎であった	土壤汚染の可能性は考えにくい	■住宅地図…1953年(昭和28年)日本商工出版社発行
1956年 (昭和31年)	対象地は1947年(昭和22年)と同様であった。	土壤汚染の可能性は考えにくい	■航空写真…1956年(昭和31年)国土地理院発行
1958年 (昭和33年)	パレスハイツ関連文献資料によると、「その後接収解除される1958年(昭和33年)まで、皇居のすぐ隣に龐大な米軍街が広がっていた」と確認できる。	土壤汚染の可能性は考えにくい	■パレスハイツ関連文献資料
1959年 (昭和34年)	対象地は建物、空地である。	土壤汚染の可能性は考えにくい	■地形図…1959年(昭和34年)地理調査所発行
1961年 (昭和36年)	対象地は建物、空地が確認できる。	土壤汚染の可能性は考えにくい	■航空写真…1961年(昭和36年)国土地理院発行
1963年 (昭和38年)	対象地は国立劇場建設用地、高速道路トンネル、道路、居宅、警察庁官舎である。	土壤汚染の可能性は考えにくい	■住宅地図…1963年(昭和38年)株ゼンリン発行
	対象地は建物、高速道路トンネル(建設中)、空地が確認できる。	土壤汚染の可能性は考えにくい	■航空写真…1963年(昭和38年)国土地理院発行
1966年 (昭和41年)	独立行政法人 日本芸術文化振興会沿革によると、「国立劇場開場」と確認される。	土壤汚染の可能性は考えにくい	■独立行政法人 日本芸術文化振興会沿革資料
	対象地は建物、空地が確認できる。	土壤汚染の可能性は考えにくい	■航空写真…1966年(昭和41年)国土地理院発行
1970年 (昭和45年)	対象地は国立劇場駐車場、レストランあぜくら、道路、国立劇場、倉庫、駐車場、国立劇場分室、大蔵省関東財務局管理地である。	土壤汚染の可能性は考えにくい	■住宅地図…1970年(昭和45年)株ゼンリン発行
1971年 (昭和46年)	対象地は空地、建物が確認できる。	土壤汚染の可能性は考えにくい	■航空写真…1971年(昭和46年)国土地理院発行
1979年 (昭和54年)	独立行政法人 日本芸術文化振興会沿革によると、「国立演芸資料館(国立演芸場)開場」と確認される。	土壤汚染の可能性は考えにくい	■独立行政法人 日本芸術文化振興会沿革資料
1980年 (昭和55年)	対象地は駐車場、レストランあぜくら、道路、国立劇場、駐車場、国立劇場分室である。	土壤汚染の可能性は考えにくい	■住宅地図…1980年(昭和55年)株ゼンリン発行
1984年 (昭和59年)	対象地は駐車場、建物が確認できる。	土壤汚染の可能性は考えにくい	■航空写真…1984年(昭和59年)国土地理院発行
1990年 (平成2年)	対象地は国立劇場第二駐車場、国立劇場第一駐車場、トイレ、レストランあぜくら、道路、国立劇場、国立劇場分室、国立劇場演芸場である。	土壤汚染の可能性は考えにくい	■住宅地図…1990年(平成2年)株ゼンリン発行

年代	対象地の土地利用の状況	対象地の土壤汚染の可能性	根拠資料
1992年 (平成4年)	対象地は駐車場、建物が確認できる。	土壤汚染の可能性は考えにくい	■航空写真…1992(平成4年) 国土地理院発行
2000年 (平成12年)	対象地は国立劇場専用第二駐車場、日本芸術文化振興会別館大会議室小会議室、日本芸術文化振興会基金部、国立劇場専用第一駐車場、道路、駐車場、国立劇場・試写室・資料展示室、国立劇場養成課分室、国立劇場演芸場である。	土壤汚染の可能性は考えにくい	■住宅地図…2000年(平成12年) 株ゼンリン発行
2003年 (平成15年)	独立行政法人 日本芸術文化振興会沿革によると、「伝統芸能情報館開館」と確認される。	土壤汚染の可能性は考えにくい	■独立行政法人 日本芸術文化振興会沿革資料
2006年 (平成18年)	対象地は駐車場、建物が確認できる。	土壤汚染の可能性は考えにくい	■航空写真…2006年(平成18年) 国土地理院発行
2010年 (平成22年)	対象地は国立劇場第2駐車場、独立行政法人 日本芸術文化振興会別館、独立行政法人 日本芸術文化振興会事務所、国立劇場第1駐車場、道路、国立劇場・軽食喫茶濱ゆう、伝統芸能情報館、国立劇場演芸場、トイレである。	土壤汚染の可能性は考えにくい	■住宅地図…2010年(平成22年) 株ゼンリン発行
2019年 (令和元年)	対象地は駐車場、建物が確認できる。	土壤汚染の可能性は考えにくい	■航空写真…2019年(令和元年) 国土地理院発行
2020年 (令和2年)	対象地は国立劇場第2駐車場、独立行政法人 日本芸術文化振興会別館、独立行政法人 日本芸術文化振興会 国立劇場託児室 事務所、国立劇場第1駐車場、道路、国立劇場・十八番(おはこ)・和café 花みずき、伝統芸能情報館、国立劇場演芸場である。	土壤汚染の可能性は考えにくい	■住宅地図…2020年(令和2年) 株ゼンリン発行
	対象地を「土壤汚染のおそれが少ないと認められる土地」として区分し、自主的な土壤汚染状況調査が建物周囲で実施されているが、土壤汚染対策法の全特定有害物質について、基準不適合は確認されなかった。	土壤汚染の可能性は考えにくい	■令和2年3月 土壤汚染状況調査結果 (別紙9、別冊資料8)
2021年 (令和3年)	聴取調査によると、国立劇場本館の地下1階では、過去にPCBの保管を行っていたが、金属容器内に厳重保管し、業者により適切に処分済みであることを確認した。 また、同建物地下1階の大道具製作室では、小道具・大道具作成時に塗装(スプレーラッカー)をしている。 現地調査によると、対象地西側の危険物倉庫から、小道具・大道具作成時に使用する塗装材、有機溶剤が確認されたが、特定有害物質を含む製品は確認されなかった。	土壤汚染の可能性は考えにくい	■聴取調査 ■現地調査

対象地は、明治 16 年、明治 27 年、明治 31 年では、軍医本部東京陸軍病院、明治 43 年、大正 12 年、昭和 7 年では、衛戍病院（東京第一衛戍病院）であった。

国立国際医療研究センターの沿革資料によると、明治 4 年に軍事病院が創設、以降は明治新政府の制度変更に伴い名称を変更、明治 39 年に東京第一衛戍病院になり、昭和 4 年に新宿区戸山町へ移転された。

興亜院およびパレスハイツに関する文献調査、住宅地図によると、対象地は、病院移転後の昭和 13 年から「興亜院」の立地が確認された。興亜院は、陸軍・海軍・外務・大蔵の 4 省を中心に設置された国家機構であり、中国占領地支配の政策策定などを行っていたが、昭和 19 年に新設された大東亜省等に吸収され、消滅した。

その後、陸軍航空本部の所管だった対象地は、昭和 20 年に米軍に接収され、宿舎群「パレスハイツ」が建設された。その後、昭和 33 年に返還され、取り壊された。

日本芸術文化振興会の沿革資料によると、昭和 41 年にパレスハイツ跡地に国立劇場を開場、その後敷地内に国立演芸資料館（国立演芸場）（昭和 54 年）、伝統芸能情報館（平成 15 年）がそれぞれ開館した。

住宅地図では、平成 12 年から対象地北側に、日本芸術文化振興会の事務所と別館の 2 棟の立地も確認された。

6.2 地質図等による対象地周辺の地形・地質・地下水状況調査結果

地質図等を収集し、地形・地質・地下水流下方向に関する調査を実施した。結果を以下に示す。

対象地周辺の地形・地質・地下水状況

区分	状況
地形	淀橋台と呼ばれる洪積台地の縁に位置する。
地質	立川・武藏野ローム層、凝灰質粘土層、東京層(細砂～粘土質細砂)
地下水	対象地周辺の地形を勘案すると、対象地周辺の地下水は南東へ流下していると考えられる。

7 土壌汚染調査及び対策に関する法規制等

7.1 その他の法規制等

- 1) 水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)
- 2) 下水道法 (昭和 33 年法律第 79 号)
- 3) 消防法(昭和 23 法律第 186 号)

設置届出の有無

項 目	届出の有無
水質汚濁防止法に基づく特定施設の設置届出	■無・□有
下水道法に基づく特定施設の設置届出	■無・□有
消防法に基づく危険物取扱所の設置届出	■無・□有

8 ヒアリング調査及び現地調査結果

8.1 ヒアリング調査

対象地の土地利用状況を把握する目的で、ヒアリング調査を実施した。結果を以下に示す。

実施日	令和3年6月22日
対象地	東京都千代田区隼町4番1号（国立劇場構内）
ご回答者	独立行政法人日本芸術文化振興会 総務企画部 施設課 課長補佐 長井 哲也 様
質疑者	株式会社クリタス 栗元 忠広、梅沢 明義 トランスバリュー・リアルエステートサービス株式会社 安田 晃

1) 対象地の利用状況について

対象地は現在、独立行政法人日本芸術文化振興会が劇場として利用している。

2) 特定有害物質使用状況について

平成29年までPCB含有廃棄物を保有していたが、金属の容器内に厳重保管したうえで、委託業者により適切に処分済みであるとのことであった。

また、国立劇場本館地下1階の大道具作成室では、小道具・大道具作成時に塗装を行っているが、対象地西側の危険物倉庫に保管してある塗装材には特定有害物質は含まれていなかった。

3) 水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出について

対象地には現在、水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出はない。

4) 下水道法に基づく特定施設の届出について

対象地には現在、下水道法に基づく特定施設の届出はない。

5) 焼却炉について

対象地では、焼却炉は設置していない。

6) 廃棄物の処理について

対象地で発生した廃棄物は、業者に委託して適切に処理している。

8.2 現地調査

対象地、隣接地及び周辺地について目視調査を実施した。結果を以下に示す。

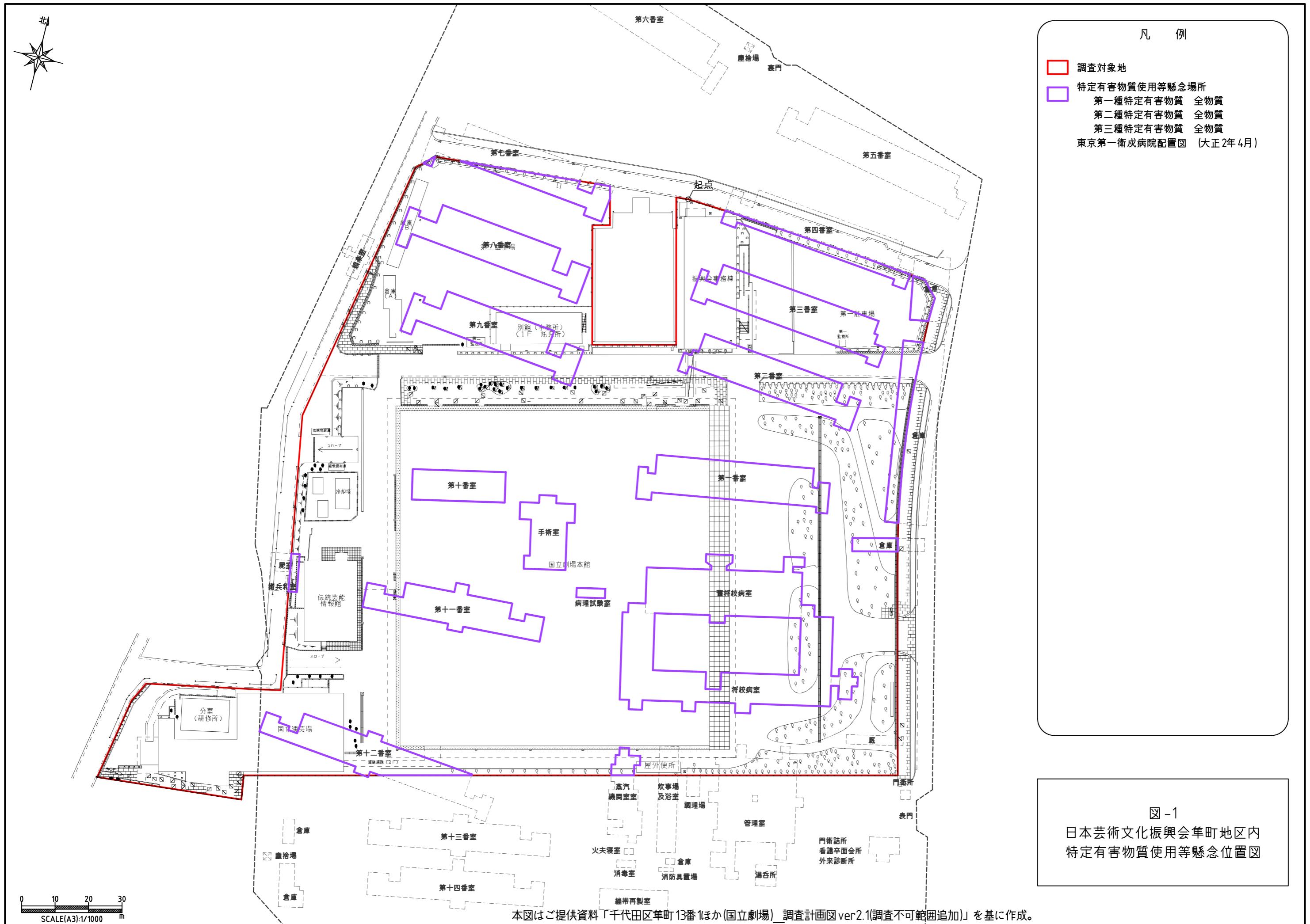
項目	結果
地形	対象地の劇場、関連施設及び駐車場部分は平坦である。 対象地の西側敷地は傾斜地となっている。
対象地利用状況	国立劇場、国立演芸場、日本芸術文化振興会事務所、日本芸術文化振興会事務所別館、伝統芸能情報館、駐車場等
周辺地利用状況	宅地、道路、ホテル、裁判所等

8.3 既往調査（土壤汚染状況調査）

対象地では自主的な土壤汚染状況調査（建物内を除く）が令和2年に実施されている。対象地を「土壤汚染が存在するおそれがあると認められる土地」として区分した調査であるが、特定有害物質全種類を対象とする土壤汚染状況調査（土壤ガス調査および土壤調査）の報告書からは、全地点で、土壤ガスは不検出であり、土壤は基準適合であった。

なお、既往調査では土壤汚染のおそれの区分の分類をせずに実施したものであり、土壤汚染対策法に準拠した調査密度で実施しているとは言えない。

以上



凡例

調査対象地

特定有害物質使用等懸念場所

第一種特定有害物質 全物質

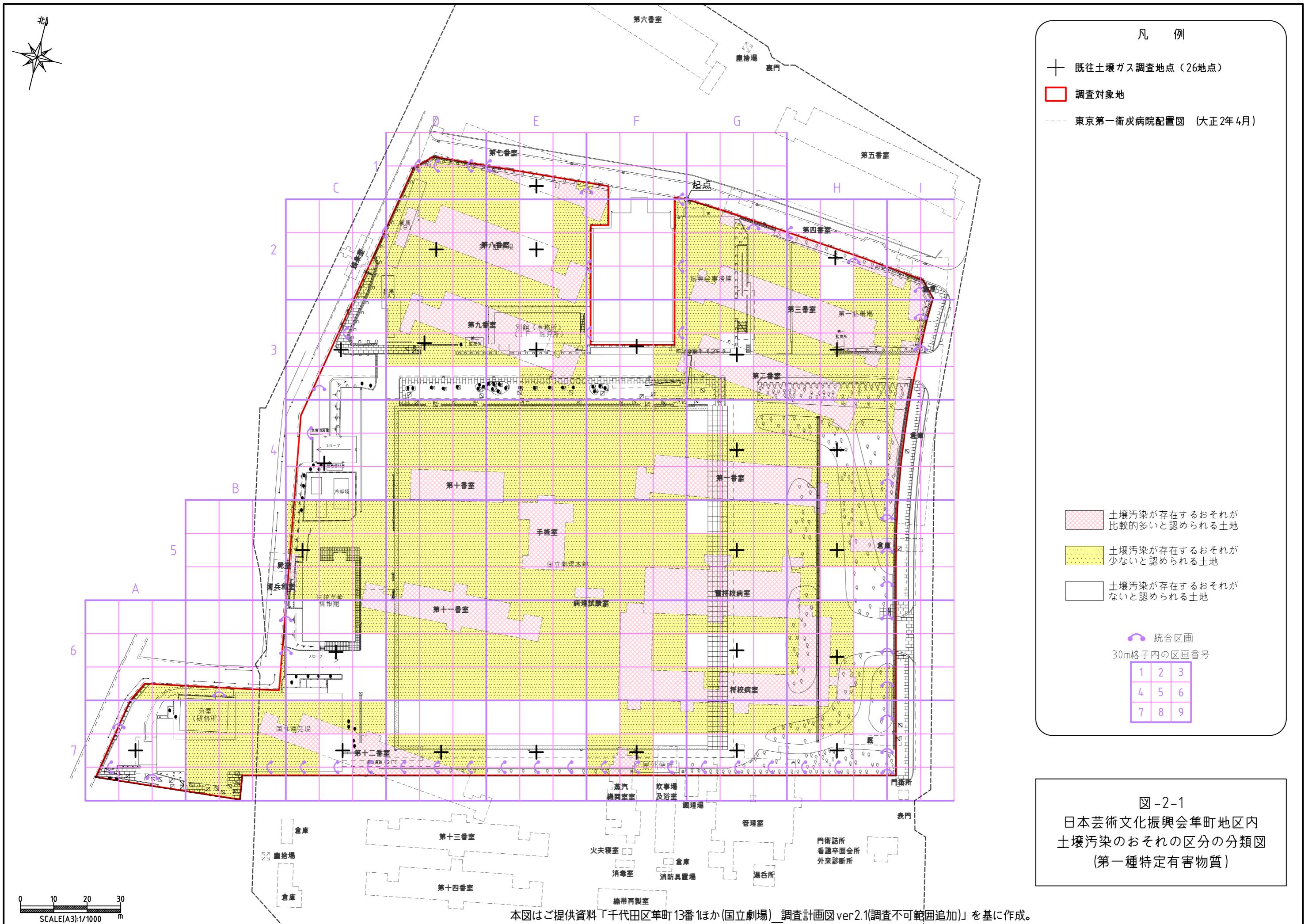
第二種特定有害物質 全物質

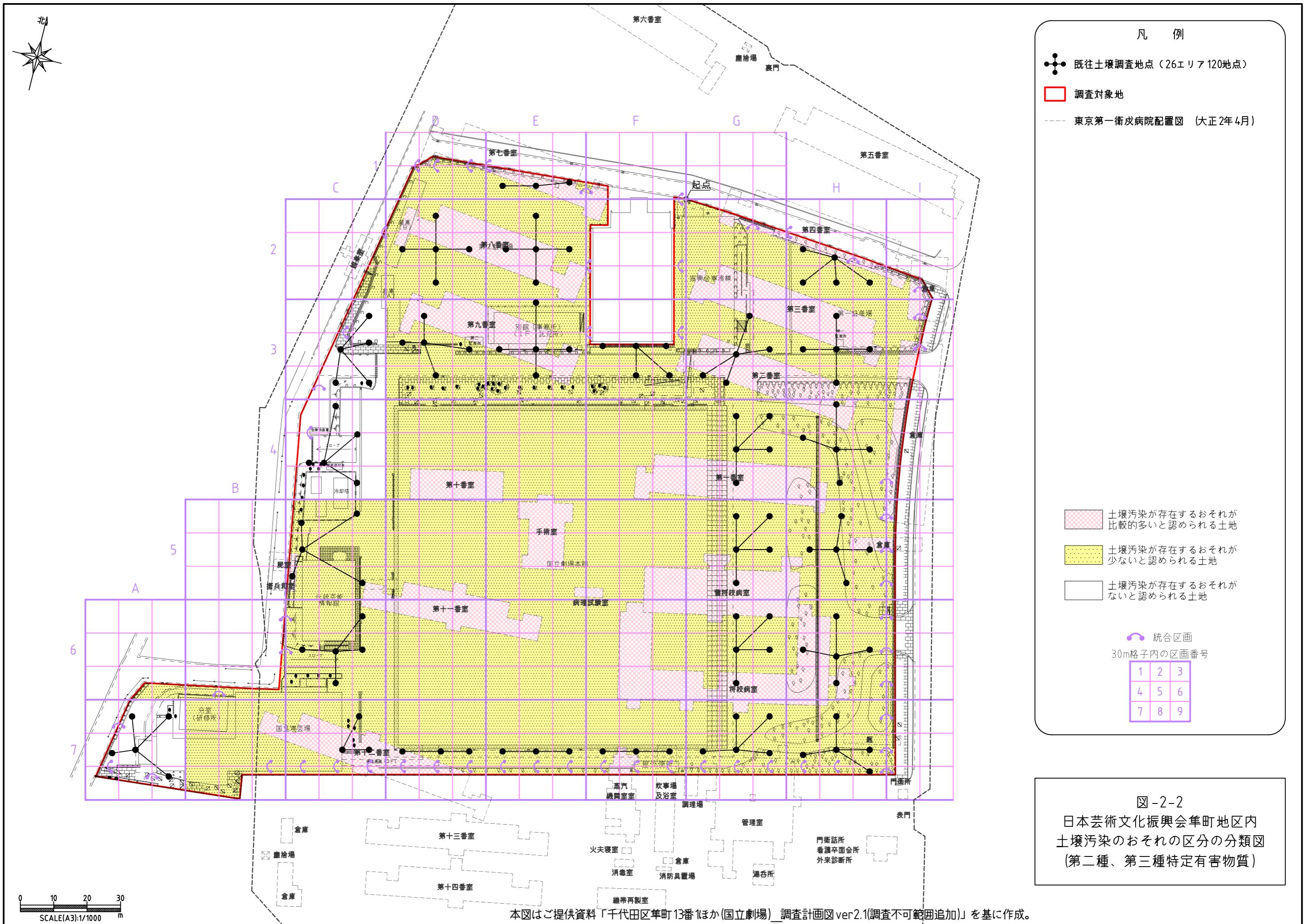
第三種特定有害物質 全物質
毒害第 1 類或庄貿配圖圖 (十五年四月)

図-1

日本芸術文化振興会隼町地区内
特定有害物質使用等懸念位置図

本図はご提供資料「千代田区隼町13番1ほか(国立劇場) 調査計画図ver2.1(調査不可範囲追加)」を基に作成。





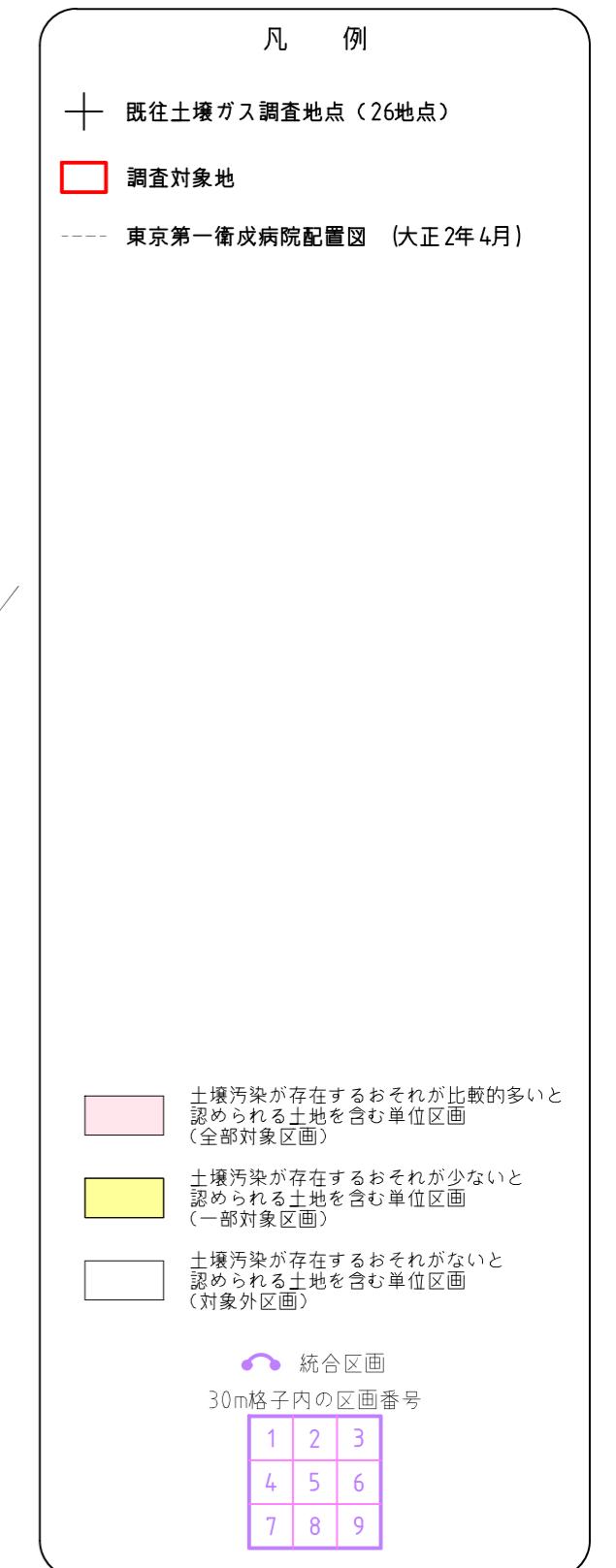
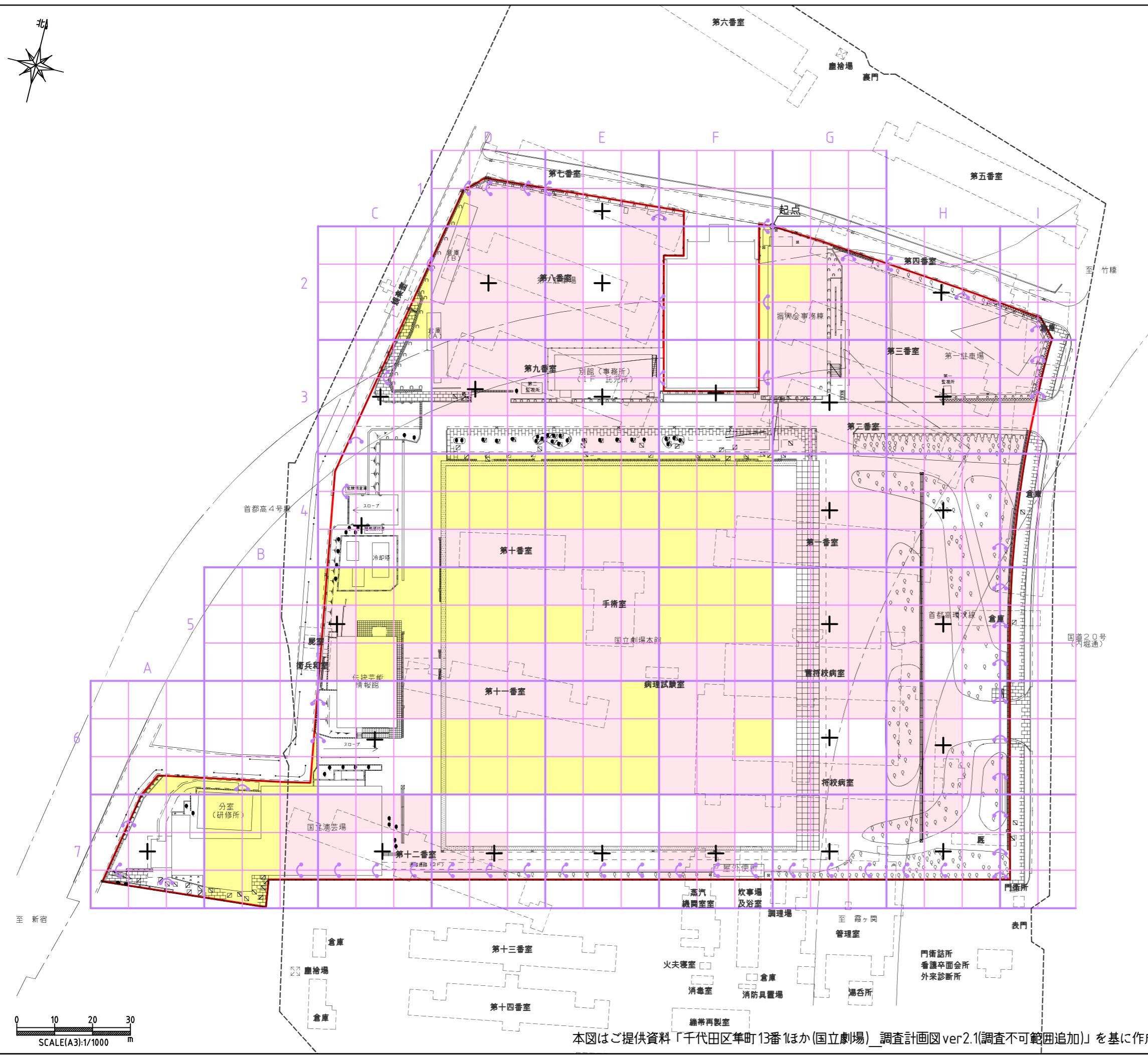
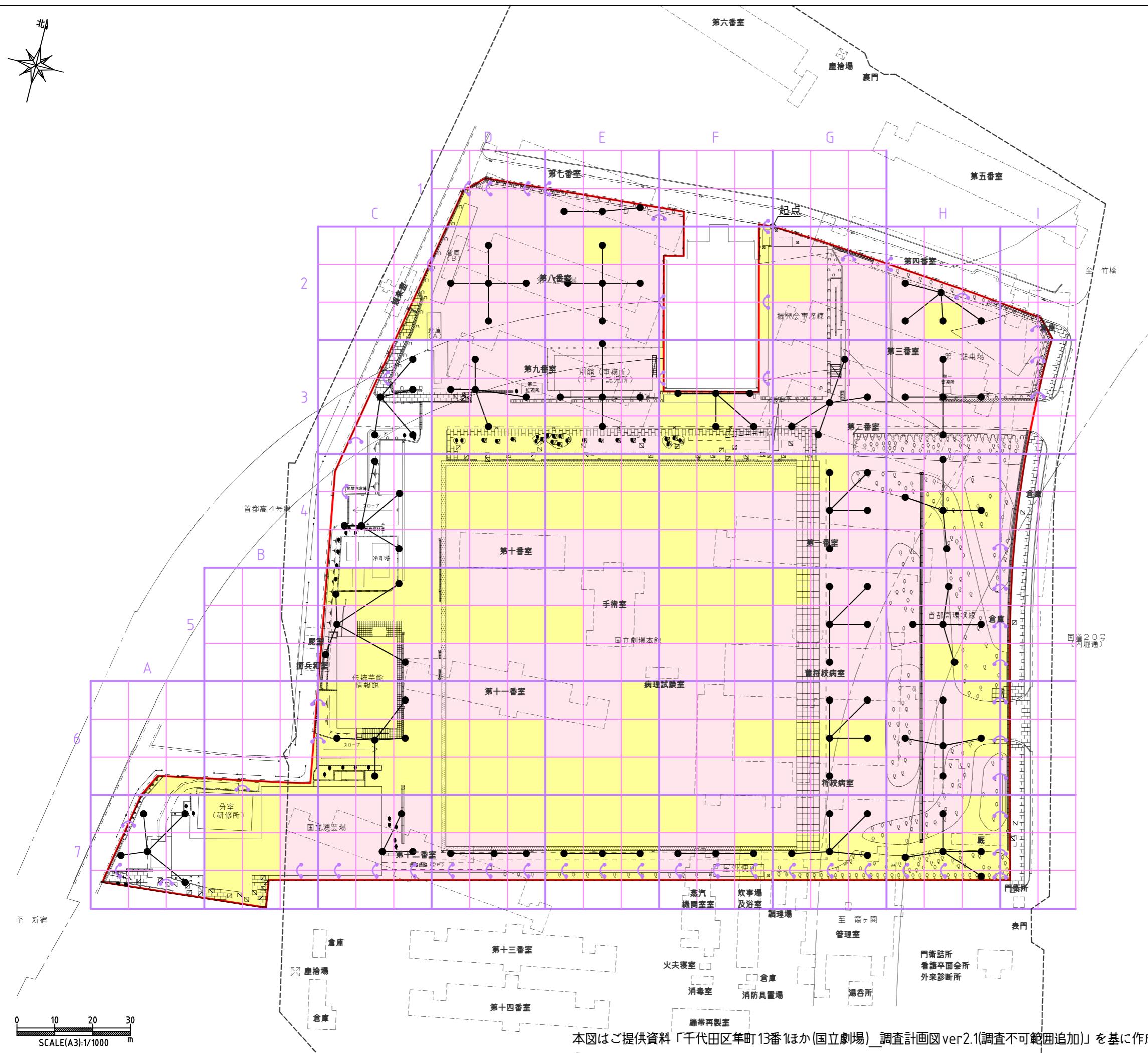


図-3-1
日本芸術文化振興会隼町地区内
土壤汚染のおそれの区分の分類に基づく単位区画の分類
(第一種特定有害物質)



凡 例

既往土壤調査地点 (26エリア 120地点)

調査対象地

東京第一衛戍病院配置図 (大正2年4月)

土壤汚染が存在するおそれがあると認められる土地を含む単位区画
(全部対象区画)

土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地を含む単位区画
(一部対象区画)

土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地を含む単位区画
(対象外区画)

統合区画

30m格子内内の区画番号

1	2	3
4	5	6
7	8	9

図-3-2

日本芸術文化振興会隼町地区内
土壤汚染のおそれの区分の分類に基づく単位区画の分類
(第二種、第三種特定有害物質)